

高齢者の熱中症予防のため

自宅にエアコンがない非課税高齢者世帯等に

エアコン購入・設置費用を補助します

高齢等のため申請が難しい方には、職員がお手伝いします。
健康長寿課までお気軽にご相談ください。

対象者

町内在住で自宅にエアコンがない、または故障により使用できるエアコンが1台もない世帯で、次のすべてに該当する世帯

- ①申請日時点で65歳以上の高齢者ひとり暮らし世帯、
または65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②世帯全員が町民税非課税の世帯、または生活保護世帯
- ③世帯全員に町税等の滞納がない世帯
- ④過去に、この補助金の交付を受けていない世帯

※住民票上世帯分離していても、同じ住居に64歳以下の方が同居している場合は対象外です。

対象機器

天井、壁、窓枠などに固定して設置するエアコン

補助金額

5万円を上限として、エアコン購入・設置経費の実支出額（千円未満切り捨て）を補助します。

※1世帯当たり1台に限ります。

受付期間

令和7年5月1日（木）～令和7年8月29日（金）

受付場所

三戸町役場1階 健康長寿課（保健センター）

手続き等の流れは裏面をご覧ください。



三戸町高齢者世帯エアコン設置支援事業費補助金の手続き等の流れ



すでに購入済・設置済のエアコンは、補助の対象になりません。
必ず、決定通知書が届いてから、エアコンを設置してください。

①事前相談

三戸町役場健康長寿課（２０－１１５３）までご相談ください。



②申請書類の提出（申請者→町）

申請書に次の関係書類を添えて提出してください。

- ・見積書（品番、型番、本体価格及び設置費用の内訳が記載されているもの）
- ・エアコンの室内機及び室外機を設置する予定箇所の写真
- ・（賃貸住宅等の場合）賃貸住宅等の所有者の同意書

※申請書類の記載方法が分からない方には、職員がお手伝いします。



③申請書類の受付・審査

④補助金交付等の決定・通知（町→申請者）

申請書類の受付後、職員がご自宅を訪問し、設置場所等を確認します。

あわせて申請内容を審査し、町から申請者に交付（または不交付）決定通知書を送付します。



⑤エアコン設置依頼（申請者→業者）



⑥実績報告・補助金の請求（申請者→町）

エアコンを設置し、代金支払い後、「実績報告書兼請求書」に必要書類を添えて提出していただきます。



⑦補助金額の確定・交付（町→申請者）

実績報告の内容を審査のうえ、補助金額を確定し、町から申請者に通知します。
その後、申請者の指定する口座に補助金を振り込みます。